

**特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク  
事務局規程**

作成：平成 16 年 11 月 26 日  
シビルサポートネットワーク規程第1号

**第1条(目的)**

1. この規程は、特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク(以下、「CS ネット」という)定款第 19 条に基づき、事務局の組織および運営に関して必要な事項を定めたものである。
2. 事務局は、CS ネット全体の事業計画の立案・まとめおよびその推進ならびに予算計画および決算等の円滑な遂行に努めなければならない。
3. 事務局は、つねに各部会と連絡・協調して CS ネットの活動・業務遂行のための情報の収集管理および広報・発信に努めなければならない。
4. 事務局は、CS ネットの円滑な事業推進のため、内外関連部門との円滑な調整・連絡を図らなければならない。
5. この規程による事務局職員(以下「職員」という)の就業・給与等については、別に定める。

**第2条(構成)**

1. 事務局に、事務局長1人、その他の職員若干名を置くことができる。。
2. 理事会は、必要に応じ事務局に事務局長代理を置くことができる。事務局長代理は、事務局長の指示に従い、事務局長に代わってその管掌事務を行うこととする。

**第3条(採用)**

1. 職員は、別に定める規程により、公募を原則として採用する。
2. 事務局長その他の職員は代表理事が任命する。

**第4条(職務)**

1. 職員は、つねに一体となり、調和協調して、CS ネットの定款に定める事務を行い、事務局業務の遂行に努めなければならない。
2. 事務局長は、代表理事の指揮により職員を統括する。
3. その他の職員は、事務局長の指示による事務局業務を行う。また事務局業務の円滑化のための具申提案を行う。
4. 理事会は、必要に応じ事務局における事務処理について規程等を定めることができる。
5. 理事会は、事務局職員の業務内容ならびにその配置を定める。

**附 則**

1. この規程は、CS ネットの成立の日から施行する。